

CIRJE-J-275

1930 年代日本の養蚕型地帯における地主小作関係  
－ 長野県埴科郡五加村を事例として－

東京大学大学院経済学研究科  
小島庸平

2016年4月

CIRJE ディスカッションペーパーの多くは  
以下のサイトから無料で入手可能です。  
[http://www.cirje.e.u-tokyo.ac.jp/research/03research02dp\\_j.html](http://www.cirje.e.u-tokyo.ac.jp/research/03research02dp_j.html)

このディスカッション・ペーパーは、内部での討論に資するための未定稿の段階にある論文草稿である。著者の承諾なしに引用・複写することは差し控えられたい。

## 1930年代日本の養蚕型地帯における地主小作関係

—長野県埴科郡五加村を事例として—

小島庸平

はじめに

本論文は、戦前日本の農村社会構造における最も基軸的な生産関係とされてきた地主小作関係を、個別契約レベルにまで立ち入って分析し、当該期における地主小作間の力関係や、これを規制する社会的諸関係について検討することを課題とする。

周知のように、日本の地主制史研究は、戦後歴史学において最も分厚く蓄積が進んだ分野の一つであり、地主制の生成・発展・後退・消滅の全過程が、日本資本主義の段階的変化と関連させつつ実証的に跡づけられ、そうした成果の上に立って農民運動や農地改革、農村支配体制論に関わる研究が深められてきた<sup>1</sup>。そこでは、地主の「名望家的」投資行動<sup>2</sup>や、「温情的」小作人保護<sup>3</sup>が見出されてきたとはいえ、総じて地主制は日本資本主義の構造的な一環としてその「基底」をなすとともに<sup>4</sup>、農民的小商品生産の発展との矛盾を孕み、生産者農民の上向を制約することで、当時の農村内部における格差を拡大・再生産するものとして否定的に認識されてきたといえる<sup>5</sup>。その後、地主制の圧力は過度に強調されていると批判し、大多数の地主の所有規模は零細であったことを強調する議論<sup>6</sup>や、地主もまた共同体的規制に拘束された存在であることを指摘する見解<sup>7</sup>が提出されてきたが、近年ではさらに踏み込んで、いわゆる「地代の資本転化」論<sup>8</sup>とは異なる視点から、地主制が日本の経済発展をその根底において支えたことを積極的に評価する説が現れている。たとえば斎藤修は、経済発展の過程で格差が大きく開いた西欧や南・東南アジアと比較して、日本の土地賃貸借市場や小作制度は土地なし層を生じさせることなく「小農を農業に留める役割

---

1 かかる研究動向については、森武麿『戦時日本農村社会の研究』東京大学出版会、1999年、序章の研究史整理を参照。

2 谷本雅之「日本における"地域工業化"と投資活動—企業勃興期:地方資産家の行動をめぐって」『社会経済史学』64(1)、1998年。

3 庄司俊作「温情地主論—再論・日本資本主義の確立と地主的土地所有」中村政則編『近現代日本の新視点—経済史からのアプローチ』吉川弘文館、2000年。地主を地域福祉の供給主体として把握する大川啓「近代日本における名望家と地域福祉の社会史—20世紀初頭の秋田市における資産家の福祉活動を中心に」『歴史学研究』929号、2015年も参照。

4 山田盛太郎『日本資本主義分析』岩波書店、1934年。

5 栗原百寿『日本農業の発展構造』日本評論社、1949年。

6 玉真之介『農家と農地の経済学—産業化ビジョンを超えて』農文協、1994年。

7 斎藤仁『農業問題の展開と自治村落』日本経済評論社、1989年。

8 中村政則『近代日本地主制史研究—資本主義と地主制—』東京大学出版会、1979年。

を果たした」のであり、「村落内部の経済格差を拡大させたのではなく、むしろそれを抑止する力として機能した」と評価している<sup>9</sup>。また、坂根嘉弘は、戦前日本で支配的であった「減免付定額小作制度が、小作農の生存に関するリスクの軽減と増産インセンティブの付与という点で最も望ましい小作形態であったのであり、それが近世・近代の農業生産力の発展を支え、足腰の強い小農経営を成立させる一つの要因であったのではなかろうか」<sup>10</sup>との見通しを述べている。これらは、地主制の「重圧」を前提としてきた従来の理解を180度転換しているという意味で、農村人口が過半数を占めた近代日本社会像の根幹に関わる問題を提起しているといっても過言ではない。だが、こうした地主制の肯定的な機能を強調する見解は、十分な実証の手続きを経て提出されたものではなく、なお仮説の段階に留まっている。そもそも戦前の日本資本主義論争以来、地主小作関係の歴史的な性格を反映した地代規定が主要な論点となってきたにもかかわらず、地主制史研究の手法としては個別地主経営の事例分析が主流であり、零細地主も含めて一地域内の小作契約を網羅的に検討するような研究は、ほとんど行われてこなかった<sup>11</sup>。本論文は、かかる実証上の間隙を埋め、個別契約レベルで地主小作関係を検討することで、戦前期の日本における地主制の位置づけを再考することを課題としている。

その際の分析視角として、地主と小作人それぞれが何人の相手と農地賃貸借契約を結んでいたのか、という契約人数にまずは着目したい。斎藤修は、地主優位の地主小作関係という従来のイメージを批判する際の有力な根拠として、日本の小作人は複数の地主と契約を結ぶのが一般的であり、「小作人にも貸手を選択する余地があった」ことを挙げている<sup>12</sup>。また、坂根嘉弘は、そうした斎藤の見解を継承・拡張し、次のように述べている。すなわち、「相手方地主が複数であることは、小作人にとって、小作地引き上げのリスクが分散することを意味した。小作人が一人の地主からその経営地のすべての小作地を借りているとすると、その地主に死命を制せられた状態となる。安定的な小作経営のためには、複数の地主から小作地を借り入れ、地主のなんらかの事情による小作地引き上げのリスクを分散

<sup>9</sup> 斎藤修『比較経済発展論』岩波書店、2008年、199-200頁。

<sup>10</sup> 坂根嘉弘『<家と村>日本伝統社会と経済発展』農文協、2011年、164頁。

<sup>11</sup> これまでの地主小作関係分析は、たとえば清水洋二「東北水稲単作地帯における地主・小作関係の展開—秋田県500町歩地主T家を事例として」『土地制度史学』19(2)、1977年のように、地主経営分析の一環として小作人編成の問題が取り上げられた他、主として農商務省／農林省が4回にわたって実施した『小作慣行調査』を主たる史料として検討が加えられてきた。その代表的な成果として倉内宗一『地主・小作制の展開過程』農林統計協会、1999年を参照。

<sup>12</sup> 斎藤修「土地賃貸借市場としての地主小作関係—友部仮説の検討」『経済史研究』第12号、2009年、255頁。

させたほうが望ましい。日本農村における信頼関係の強さは、小作人が複数の地主から小作地を借りることを可能にしたのである<sup>13</sup>。こうした斎藤・坂根の指摘は、「小作人が契約を結ぶ地主の数」という具体的な基準によって地主小作間の力関係を再検討し、小作人側の交渉力に対するこれまでの過小評価を相対化しようとしている点で、研究史上の意義を有するものといってよい。だが、その再検討が小作人側の視点のみに限定されていることには不満が残る。なぜなら、もし小作人が複数の地主と契約を結ぶことでリスクを分散し、交渉力を高めていたとすれば、地主にとっても小作地経営上のリスク（唐突な小作地返還の申し出や小作料減免要求など）を分散するために複数の小作人と契約を結ぶことが合理的であるはずであり、坂根の言う「日本農村における信頼関係の強さ」は、地主が監視可能性を犠牲にしてでも複数の小作人に農地を貸し付けることをも可能にするはずだからである。したがって、小作人の側から見た契約地主人数だけでなく、地主の側から見た契約小作人数も併せて検討しなければ、両者の力関係を正確に評価することはできないのではないか<sup>14</sup>。本論文では、小作人側の視点からのみ立論するのではなく、地主と小作人双方の契約人数や、資産、所得、居住関係などといった交渉力の代理指標を用いることで、地主小作間の力関係を複眼的に検討することに努めたい。

本論文の分析対象地は、長野県埴科郡五加村（現千曲市）である。言うまでもなく五加村は、大石嘉一郎・西田美昭編著『近代日本の行政村』（日本経済評論社、1991年。以下、『行政村』と略記）によって詳細な検討が加えられ、「地域的公共関係」論として広く知られる成果を生み出した村である。そこでは、行政村と部落との関係が階級の論理を媒介にしつつ段階的に変化していく過程が極めて高い実証密度で明らかにされており、その水準を乗り越えることは今日においてもなお容易ではない。だが、千曲市歴史文化財センターに残された膨大な量の五加村行政文書に改めて向き合うと、『行政村』では村内に居住する大部分の世帯の資産・所得情報が得られる『所得調査簿』を利用しているにもかかわらず、当時の技術的制約もあってか個別農家レベルでの検討の余地を意外なほど大きく残していることに気付かされる。本論文では、『行政村』では利用されていない長野県埴科郡五加村

---

<sup>13</sup> 坂根嘉弘、前掲書、159頁。

<sup>14</sup> 近世期を対象とする研究ではあるが、畿内の地主が成長を遂げた理由を、経済発展や村社会の規範といった外部要因に直ちに求めることをせず、小作地経営の維持・展開における地主の主体的力量を重視した論考が、最近になって現れている（萬代悠「19世紀前半の地主経営と小作人編成—泉州日根郡島中村を事例として—」『社会経済史学』81(1)、2015年）。近代の地主小作関係を小作側の視点から検討する際にも、改めて地主側の力量と関連付けて考えることが必要であると筆者は考えている。

『小作料等ニ関スル報告書綴』に綴られた「小作料等ニ関スル報告書」（以下、「報告書」と略記）を『所得調査簿』と照合し、小作契約を介して向き合う地主と小作人の資産、所得、世帯情報を総合的に利用しつつ、個別小作契約レベルのデータを積み上げることで、地主小作間の力関係を改めて検討したい<sup>15</sup>。

なお、こうした分析対象地の選定は、史料の存在という消極的な理由に基づくものであるが、五加村は零細で耕作者的な性格の強い地主が多い地域であり、地主制史研究でしばしば取り上げられてきた東北型の大地主地帯とは異なる特質を有している<sup>16</sup>。五加村の事例は、大地主地帯を中心に蓄積されてきた地主制史研究の相対化を図っている近年の研究と対話する上で、好個の材料となることが期待されよう。

本論文の構成は以下の通りである。まずⅠでは、本論文が主として依拠する「小作料等ニ関スル報告書」の史料批判を行い、集計されたデータの射程とその限界をあらかじめ整理する。次にⅡでは、農地賃貸借契約を結んでいる地主と小作人の経済的性格を個別契約レベルで突き合わせて検討することで両者の力関係を明らかにし、Ⅲではそうした力関係が如実に反映するものとして小作料減免を取り上げ、地主・小作の社会経済的属性が減免の有無や減免率に与える影響を計量的な手法によって分析する。上記のような作業を通じて、当該期の地主小作関係のあり方を先行研究とも関連させながら位置づけ直し、近代日本における地主制について再考を試みたい。

## I 史料の概要

本節では、「報告書」の概要と利用上の留意点について確認しておく。本「報告書」は、同じ簿冊に綴られた五加村役場「昭和十五年度調小作料統制令関係事業集計表」<sup>17</sup>の基礎資料であると考えられ、その作成の契機は小作料統制令第4条に基づく小作料適正化事業の開始であった。長野県では、県の小作料統制令施行細則が1940年1月22日に公布され、

<sup>15</sup> 本研究は、筆者が2014年度に東京大学大学院経済学研究科で開講したゼミナールの履修者を中心に組織した「五加村研究会」による共同研究の成果の一部である。本研究に利用した『所得調査簿』のデータベースは、筆者の他、当時大学院生であった小濱武・鈴木智行・棚井仁、出口雄大・中西啓太によって作成された（五十音順、敬称略。1937-39年度の入力担当は筆者）。なお、2016年4月に公表した本稿の初版において、同データベース作成の経緯に言及しなかった点に関し、この場を借りて追記・訂正したい。

<sup>16</sup> 五加村に居住する地主の零細性と生産者的性格の強さについては、差し当たり小峰和夫「ファシズム体制下の村政担当層—日本ファシズムの農村における社会的基盤について—」大江志乃夫『日本ファシズムの形成と農村』校倉書房、1978年、の表8・1を参照。同表によれば、1939年の五加村における地主112戸のうち、不耕作地主は8戸に過ぎず、大半が1町未満の経営耕地面積を持つ耕作地主であった。

<sup>17</sup> この史料は五加村内の小作地における小作契約を一件ごとに賃貸人・賃借人の氏名、小作地面積、契約小作料について集計・一覧表化したもので、より詳細な情報は「報告書」に立ち戻って検討する必要がある。

五加村は1942年3月27日に長野県知事より小作料改定の認可を受けている<sup>18</sup>。県の強力な指導が行われたこともあって五加村における事業の進捗は順調で<sup>19</sup>、認可を受けたのは県内被認可181市町村中67番目であり、全体としてはやや早期に事業を完了していた。事業を開始するに当たり、村は村内に耕地を所有する地主（不在地主を含む）に対して「報告書」（第1図を参照）を配布し、個別契約ごとに小作人の氏名・住所、小作地の所在・面積・等級・契約小作料水準や契約年月日、1937-39年の実納小作料、耕地の生産力（反収）に関する数値等の報告を求めている。その結果、1941年1-2月にかけて約500部の「報告書」が五加村役場に提出されており、合計958件（田582件、畑356件、その他20件。村外分5件を含む）に上る小作契約の詳細な情報が集められた。五加村の場合、『所得調査簿』が1939年度まで作成・保存されており、「報告書」の作成された1940年度と1年のズレはあるものの、これを利用すれば「報告書」を提出した地主とその小作人の資産・所得構成を把握することができる。以下、「報告書」と『所得調査簿』とを組み合わせることで、村民の経済階層を踏まえながら小作料統制が本格化する直前の段階における地主小作関係の詳細な検討を試みたい。

ただし、本史料を利用する際には、以下の3点に留意する必要がある。第一に、調査方式の問題である。「報告書」のデータを収集する際の調査形式としては、配票・留置による自計式調査が採用されたため、報告者によって内容にしばしば精粗の差がある。また、提出された報告書に記された小作地面積は合計で田52.4町、畑21.3町、実際に小作料適正化事業の対象となった村内小作田面積は合計81.0町であるから、田についてのカバレッジは64.7%と3分の2程度に留まっていた。第二に、記入者の問題である。本史料は原則として村内小作地の賃貸人＝地主が記載するものとされていたから、小作料改定を見越して小作料額が過大に申告されている可能性があり、長野県の小作官も「或は偽つて高い小作料を報告する様な者もあるかも知れぬ」ことを危惧していた<sup>20</sup>。地主側から提供された情報のみに基づいて作成された史料であることは、分析に当たって念頭に置かなければならない。第三に、調査時期が戦時期であることに由来するバイアスである。第1表には、契約年次別の契約件数と小作料水準を田畑別に掲げた。本論文で集計した小作契約は、五加

<sup>18</sup> 以下、長野県と五加村の小作料適正化事業については、特に断りのない限り坂根嘉弘『日本戦時農地政策の研究』清文堂、2012年、及び同「資料 日本における戦時期農地・農地政策関係資料（12）」『広島大学経済論叢』30(3)、2007年を参照。

<sup>19</sup> 『行政村』、537頁。

<sup>20</sup> 「全県一斉の調査で基準小作料を探る―農地調整指導員を活用―」『信濃毎日新聞』1940年2月21日付朝刊。

村で小作争議が激発した 1920 年代後半から 30 年代前半にかけて結ばれた契約が大多数を占めている。一般に、1930 年代は地主制の後退期とされるものの、第 1 表を見ると 20 年代後半から 30 年代前半にかけて一度は下落した田の反当小作料水準が、米価・繭価の上昇もあってか 30 年代後半には上昇に転じていた。本論文で集計する実納小作料は 1937-39 年の 3 ヶ年に限られるが、叙述を進めるに当っては当該期に特有な歴史段階的背景に対して十分な配慮が求められよう。とはいえ、契約そのものは日中戦争勃発以前に結ばれたものが大多数を占めており、小作料に対する統制が本格化する直前の段階における小作契約のあり方を示しているものとして貴重である。次節以下では、「報告書」を主たる史料として論を進めていきたい。

## II 契約人数と所得階層から見た地主小作関係

### (1) 地主と小作人の契約人数

本節では、まずは地主と小作人双方の契約人数を手掛かりとして分析を行う。前述したように、斎藤修は、小作人側にも地主を選択する余地があったことを指摘しており、坂根嘉弘は、京都府南桑田郡馬路村における小作地筆数別の小作人数とその平均契約地主人数を表示し、従来の研究では「一地主が一小作人の耕作地のほとんどを貸し出していたようなイメージが強いが（地主側の小作料台帳に依拠したため）、実際はそうではなかった」<sup>21</sup>と述べている。そこで、五加村についても坂根と同様の方法で集計を行い、さらに小作人だけでなく地主の平均契約小作人数も加えて作成したのが第 2 表である。この表によれば、小作人の平均契約地主人数は馬路村で 2.6 人、五加村で 1.8 人であった。「報告書」のカバレッジが面積ベースでおおよそ 3 分の 2 であることを考慮すれば、五加村の実際の契約地主人数はさらに多いものとなり、少なくとも平均で 2 人を超える可能性は十分に高いと推測される。一方、同表によって五加村の地主について見ると、その平均契約小作人数は 6.7 人で、地主は小作人以上に多くの契約相手を抱えていた。このことは、五加村における総地主人数が総小作人数を下回っていることを考えれば、ある意味では当然のことかもしれない。だが、同表をさらに仔細に見ると、3 筆以上の全ての筆数階層において小作人よりも地主の方が契約者数は多くなっており、たとえば小作地が 10-13 筆の階層では小作人の

<sup>21</sup> 坂根嘉弘「地主制の成立と農村社会」『岩波講座 日本歴史 第 16 卷 近現代 2』岩波書店、2014 年、239 頁。なお、小作人が複数の地主と契約を結んでいたという事実自体は、同時代の研究者たちには「散掛小作」としてよく知られており、東畑精一『農地をめぐる地主と農民』酣燈社、1947 年、64-65 頁や、古島敏雄編著『寄生地主制の生成と展開』岩波書店、1952 年、183 頁などに言及がある。

契約地主人数は平均で4-5人であるのに対して、地主の契約小作人数は6.5-11人となっていた。このことは、仮に同じ筆数の耕地について賃貸借契約を結ぶにしても、地主の方が小作人よりも多くの契約相手を抱えることでリスクを分散し、自らの交渉力を高めようとしていたことを推測させる。

この点をさらに吟味するため、地主と小作人それぞれの契約人数別に小作契約をプロットして作成したのが第3表である。本表中の黒塗り部分は、地主の契約小作人数と小作人の契約地主人数が一致している小作契約の件数を示しており、これよりも右上の部分が小作人の方が地主と比べて契約相手をより多く抱えている契約、左下の部分が地主の方が小作人と比べて契約相手をより多く抱えている契約ということになる。黒塗り部分を含む右上、つまり契約人数という点から見れば小作人が地主と対等もしくは地主よりも有利な立場にあったと考えられる契約は、合計すると84件で全体の8.8%を占めるに過ぎない。一方、左下の地主が有利であると考えられる契約は873件で91.2%と、圧倒的に高い比率を示していた。個別契約レベルで見れば、零細地主を含む大多数の地主は小作人以上に契約相手を増やすことによってリスクを分散させており、地主側により有利な小作契約が全体の9割以上と圧倒的多数を占めていたのである。

このように、契約相手の分散という点で小作人の側に相対的な限界が存在したという事実は、農業生産上のリスク分散と農作業効率とがトレード・オフの関係にあったことを想起すれば理解しやすい。仮に直接の耕作者たる小作人がリスクを分散するために複数の地主と契約を結ぼうとした場合、契約地主人数に比例して借入耕地が分散する可能性は増大するから、過度の契約地主人数の増加は農作業効率の悪化をもたらすおそれがある。実際、小作人の耕地所在地がいくつの小字に分散しているのかを契約地主人数別に集計した第4表によれば、契約地主人数5人までは平均借入耕地面積が増大するものの、平均耕地所在小字数も1.17字（契約地主人数1人）から5.00字（契約地主人数6人）まで増加していた<sup>22</sup>。さらに、2人以上の地主から耕地を借り入れている小作人201名のうち、一部なりとも同一小字内で耕地を借り入れることに成功している小作人（黒塗り部分よりも左下）は54人で26.9%に過ぎず、残り4分の3弱の小作人は契約地主人数を増やすに従って小作地を複数の小字に分散させざるをえなかった。小作地を同一小字内にまとめつつ複数の地主から借り入れることは必ずしも容易ではなく、小作人は契約地主人数を増やすことで一定

<sup>22</sup> なお、五加村内の小字数は合計66字である（五加村『標準賃貸価格及適用区域調査書 田之部』1927年）。



の耕地面積を確保できたとしても、複数の小字に耕地が分散することに伴う農作業効率の悪化はしばしば不可避であったと考えられる。

これに対して、地主は小作料の収取に関わる取引費用のみを考慮すればよく、現実の農作業効率に制約された小作人よりも容易に複数の相手と契約を結ぶことのできるため、より多くの小作人に耕地を貸し付け、小作地経営に関わるリスクを分散させることができた。このことは、もし小作人が複数の地主と契約を結ぶことでリスクを分散させ、交渉力を強化することができたとしても、地主側には小作人以上に多くの契約相手を確保し、これに対抗する余地が残されていたことを示している。

とはいえ、地主もまた契約小作人数の増加に伴って、監視コストや小作料収取に関わる取引費用の増大に直面せざるをえなかったから、それをどのようにして制御するかが小作地経営上の重要な課題であった。この点を検討するため作成したのが、前掲第4表と同様の方法で契約小作人数別・所有耕地の所在小字数別の地主人数を掲げた第5表である。本表では、同一小字内に複数の小作人を置いていた地主の人数が黒塗り部分よりも左下に示されており、その合計は52人であった。とりわけ10人以上の小作人と契約を結ぶ27人の地主については、全員が同一小字内に複数の小作人を置く左下部分に入っており、平均すると1小字に対して2.45人の小作人を置いていた。小作人側には農作業効率改善のために同一小字内で小作契約を結ぶ誘因が存在したにもかかわらず、なぜ多くの契約相手を抱える地主は同一小字内に複数の小作人を置いていたのだろうか。

この点に関連して注目されるのが、猪俣津南雄の観察である。猪俣は、奈良県で8ヶ所の圃場（田2反、畑5反）を5人の地主から借り入れている小作人の事例に触れる中で、「おのおのの地主は、一カ所に三反、五反とかたまった土地を持っていても、それを一まとめに一人の農民に小作させはしないのだ。隣り合ってぼちりずつ作る小作人同士が、あの田も自分の手で作れないものかと絶えず心中で睨み合っているようであってこそ、双方とも小作料はよく納め、双方でそれを競り上げようというものである」<sup>23</sup>として、零細分散錯圃の上に入り組んだ地主小作関係が展開していた理由を、地主側の利害から説明している。養蚕型地帯と同じく零細地主の多かった近畿型農村では、仮に小作地が「かたまった土地」＝同一小字内に所在していたとしても、地主にとっては複数の異なる小作人に耕地を貸し付ける方が、小作人間の競争を促すことで小作料実納率や小作料水準の向上に

---

<sup>23</sup> 猪俣津南雄『窮乏の農村』岩波文庫、1982年、54-55頁。初出は改造社、1934年。

つながると認識されていたことが読み取れよう。こうした猪俣の観察の当否については次節で検討を行うが、いずれにせよ同一小字内に複数の小作人を配置することには、地主側に何らかの動機があったことが推測される。少なくとも、農作業効率に制約された小作人側の契約地主人数の相対的な少なさや、小作人が同一小字内で小作地を複数の地主から借り入れることの困難さ、地主の何らかの戦略に基づく同一小字内での複数小作人の配置などを考慮すれば、小作人が複数の地主と契約していた事実に依拠して小作人の主体的力量をストレートに評価する見解は、やや単純に過ぎるように思われる。

## (2) 地主と小作人の総所得階層

ここまで、先行研究の着眼点に学んで地主と小作人の契約人数如何という視角から地主小作間の力関係について検討を加えてきた。次に、契約人数に代わって地主小作間の力関係を検討するための指標として、地主と小作人の総所得額を利用して分析する。『所得調査簿』から得られる地主と小作人それぞれの総所得額別に、契約件数をプロットして作成したのが第6表である。第3表と同様に黒塗り部分は地主の総所得階層と小作人の総所得階層とが等しくなる部分を示しており、これより右上が小作人の方が地主よりも総所得階層が上の契約件数、左下が地主の方が小作人よりも所得階層が上の契約件数ということになる。また、網掛け部分は黒塗り部分を中心として上下に2階層ずつ広げた部分を示しており、黒塗り部分と合わせれば地主と小作人の総所得階層が近い比較的フラットな関係性に基づく小作契約がこの範囲内に入る。その合計件数は黒塗り部分が13件(2.5%)、網掛け部分が38件(7.7%)なので、地主と小作人の総所得額が近接する小作契約件数は全体の10.2%を占めるに過ぎない。一方、地主と小作人の所得階層が同一または小作人の方が富裕な契約件数(黒塗りを含む右上部分)は23件(4.7%)に留まるのに対して、小作人に比べて地主の方が富裕な契約件数(黒塗りよりも左下部分)は470件(95.3%)となり、契約人数で比較した場合以上に左下の契約件数比率が圧倒的多数を占めていた。零細地主を集計の対象に組み込んでもなお、五加村における大多数の小作契約は、地主の総所得階層が小作人の総所得階層を上回るという非対称的な関係性の中で取り結ばれていたのである。

では、なぜ地主と小作人との間にはかくも明らかな非対称性が見られたのであろうか。第6表に見られた地主小作間における経済的懸隔の明白な存在は、地主と小作人の双方ないし一方が、自己の所得階層と比較してより下層／上層の者と選択的に契約を結んでいたことを推測させる。言い換えれば、当時の農地賃貸借市場において契約を結ぶ際には、地主が小作人よりも上位の所得階層となるような形で、契約相手の選別が人為的に行われて

いたのではないかと、ということである。この点はより立ち入った検討が必要であるが、さしあたり次の3点を仮説として提示しておきたい。

第一に、小作人にとって、自家よりも所得階層が下位の地主と契約を結ぶことは、地主と小作人とのパトロン＝クライアント関係に基づく様々なメリットを享受する可能性を自ら狭めることになるため、自家よりも豊かな地主との契約を選好していた可能性がある。たとえば、三重県小作官を長く務めた鎌田正忠は、小作人の小作地に対する「驚くべき未練と執着」の理由として、小作地を借り入れることによる「信用の獲得」や「金融の便」を挙げている<sup>24</sup>。小作地借り入れのメリットの一つが、地主との人的関係に担保された「金融の便」にあったとすれば、自己よりも所得階層が上の地主と契約する方が資金を調達する便宜が大きいため、小作人はより富裕な地主との小作契約を選好するであろう。当時の地主小作関係においては、土地と資金という異なる生産要素の取引がしばしば密接に関連（インターリンク）しており、そのことが小作人の異時点間資源配分によるパレート改善を可能としていたがゆえに、結果として大多数の小作人が自己よりも所得階層上位の地主と契約することを志向していたと考えられる<sup>25</sup>。

第二に、地主が小作人よりも相対的に富裕である方が、小作料の減免を要求する局面では小作人に有利であったことが推測される。なぜなら、もし地主が自家よりも明らかに貧困であれば、不作の場合に小作料の減免を強く迫ることは、小作人にとって心理的にも社会的にも困難となるからである。庄司俊作は、恐慌によって地主も困窮している状況下では、小作人が小作料の減免を要求することは決して容易でなかったとして、その事情を地主に対する「同じ村民としての遠慮」から説明している<sup>26</sup>。逆に言えば、もし地主にある程度の経済的余裕があれば、そうした「遠慮」の必要性は相対的に小さなものとなる。減免付定額小作契約を結ぶ場合には、地主側にリスクを分担しうるだけの「経済的余力」がある方が小作人にも好ましい場合があり<sup>27</sup>、小作人が不作時の減免を期待しうる富裕な

<sup>24</sup> 鎌田正忠『農民心理の研究（改訂版）』明文堂、1939年、222-223頁。

<sup>25</sup> いわゆるインターリンク取引については、黒崎卓『開発のミクロ経済学』岩波書店、2001年の第6章を参照。同書によれば、地主が小作人に土地と併せて資金や肥料を高利で貸し付けることは「搾取」の一環として捉えられてきたが、1970年代以降の開発経済学では、そうした複合契約が債務不履行を防止する上で有効であり、信用制約に直面する小作人に資金調達の途を開き、異時点間資源配分を可能にすることでパレート効率を改善する側面が指摘されているという。

<sup>26</sup> 庄司俊作『近代日本農村社会の展開』ミネルヴァ書房、1991年、282頁。

<sup>27</sup> 五加村の調査を行った協調会は、「小地主の多い結果は小作人の小作料減免要求等に対しても地主に経済的余力なきため、これが妥協困難なる事が多く勢ひ争議を激化せしむることになる」と観察し、「経済的余力」の重要性を指摘している（協調会『小作争議地における農村事情』1934年、101頁）。また、愛知県社会課の

地主との契約を選好したことが、第6表に見られる地主と小作の明らかな非対称性の一因であると考えられる。

第三に、村内の社会的序列が土地所有の序列に近似するような社会においては、耕地の賃貸借それ自体が社会的な序列意識に規定されており、自家と同等もしくはそれ以下の経済階層の相手から耕地を借り入れることは、場合によっては「屈辱的」とさえ認識されることがあったのではないか。いうまでもなく、農民にとって土地という財は生活と生産の基盤を為す最も重要な生産要素であるばかりでなく、「たゞ土地を所有するといふことが、社会に対する農民の地位を高める所以」<sup>28</sup>といわれるように、一種の威信財であった。農地の需要が供給を上回っている場合には、土地を借りる側が「頭を下げて」借り入れを依頼しなければならず、小作人はある種の名誉心から、自己よりも下層の農地所有者から耕地を借り入れることを好まなかったと考えられる。

### (3) 小括

本節の内容を、以下の3点に整理しておこう。第一に、養蚕型地帯の五加村においても、小作人が複数(2人程度)の地主と契約を結ぶことは決して珍しくはないことが確認された。近畿型地帯を念頭に斎藤や坂根が指摘したように、養蚕型地帯においても、小作人が複数の地主と関係を持つことは「一般的」であったといってよい。しかし、第二に、地主は小作人以上に契約相手を分散させることが可能であり、養蚕型の零細地主地帯においてさえ大多数の小作契約で地主の方がより多くの契約相手を抱えていた。複数の地主と契約を結ぶことで小作人がリスクを分散し交渉力を高めていた、という斎藤・坂根の仮説は、日常的な農作業の効率性に小作人が制約されていた事実や、地主が戦略的に複数小作人との契約を志向していた可能性などから、慎重に評価されなければならない。むしろ、第三に、零細地主地帯にあっても、当時の農地賃貸借市場は経済的地位の近接する者同士が対等に取引を行うものでは必ずしもなく、相対的に富裕な地主と貧しい小作人という形で、両者の間には一定の経済的懸隔が厳然と存在していた。戦前の農地賃貸借は、地主小作間

---

調査によれば、地主の貸付耕地面積が大きいほど産米・農業改良や娯楽・給与的施設といった小作人向けの「福利厚生施設」が導入される比率は高かったという(愛知県社会課『小作人に対する福利厚生に関する調査』1926年、13頁)。さらに、巨大地主として知られる本間家は、「作徳儲蓄米設置方法」という独特の小作料収取法を採っており、これが小作人に対して割安感を与えるものであったために人気を博し、「小作になるなら本間様へ」という風潮を醸成したことが報告されている(鎌形勲『山形県稲作史』農林省農業総合研究所1953年、400-401頁)。いずれも、地主の「経済的余力」の有無が、小作人にとっても無視しえない重要性を持っていたことを示すものといえよう。

<sup>28</sup> 河田嗣郎『農村問題と対策』改造社、1925年、190頁。

のパトロン＝クライアント関係や土地所有規模に比例した村内の社会的序列意識と密接な関わりを持っており、そのことが地主小作間における経済的格差の存在と深く結びついてきたと考えられる。こうした事実発見は、いわゆるチャヤノフ理論を近代日本農村に適用する見解<sup>29</sup>に対して深刻な疑問を投げかけていると考えられるが、本論文の課題とは離れることになるためここでは立ち入らない。次に、地主小作間の力関係を如実に反映するものとして小作料減免の実態を取り上げ、「報告書」の実納小作料に関わる情報を利用することで、契約主体の属性が減免に対してどのような影響を与えているのかを検討してみたい。

### Ⅲ 小作料減免と地主小作間の力関係

前節で見たように、零細地主地帯である五加村の地主小作関係においても地主の方がより多くの契約相手を抱え、総所得で見ても富裕であるという意味での非対称性が存在した。本論文では、坂根の指摘する小作地引き上げリスクと契約人数との関係は史料上の制約から取り上げることができないが、小作料統制が本格化する直前の段階での小作料減免のあり方を分析することで、地主と小作人の契約人数や社会経済的属性が両者の交渉力に対してどのような意味を持っていたのか、あるいは持たなかったのかについて検討してみたい。

#### (1) データの制約と課題の限定

ところで、前述の通り「報告書」に記載された実納小作料は1937-39年の3ヵ年分である<sup>30</sup>。このうち1937年に埴科郡は千曲川沿いを中心に激しい霜害に襲われ、五加村の桑園は大打撃を受けた<sup>31</sup>。埴科郡の水稻反収も前年の2.65石から2.24石に落ち、1930年代を通じて34年(2.05石)に次ぐ低さを記録している<sup>32</sup>。そのため、「報告書」に記載された契約小作料と実納小作料のデータを利用すれば、不作年(1937年)と普通作年(38-39年)を区別しながら減免率とその頻度を知ることができる。

ただし、畑小作地における減免の把握には一定の困難が伴う。当該期の五加村では、畑

<sup>29</sup> 坂根嘉弘「農業史」社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望』有斐閣、2012年を参照。

<sup>30</sup> 対象となる時期は日中戦争勃発後であり、戦時期特有の影響を受けている点には留意しなければならない。たとえば、応召農家対策として小作関係の調整と肥料資金の融通が行われていたことが先行研究によって指摘されており(『行政村』、525頁)、「報告書」によれば、1件の小作契約(田1.219反、小作料7.5俵)において「昭和一四年度より息兵役ノ為メ半俵マケ」といった対応がなされていた。現在のところ応召農家の特定ができていないため今後の課題とせざるをえないが、兵役との関連で小作料減免がなされていた点は他の時期との違いとして注意する必要がある。ただし、山本和重「日中戦争期における応召小作農生活救護問題」(『東海大学紀要 文学部』第62輯、1994年)によれば、一般に地主による応召小作農への援護期待は確かに存在したものの、その最も充実していた事例においてさえ「弥縫策たるを免れなかった」(104頁)と評価されている。

<sup>31</sup> 「初夏の空に大異変霜どころか薄氷各地に」『信濃毎日新聞』1937年5月9日付夕刊。

<sup>32</sup> 『長野県統計書』各年より算出。

小作地の契約小作料は稲粍量で表示し、実際の小作料支払いに当っては米価の変動に応じて粍換算額を決定した上で、代金納するか現物納するかを小作人側が選択することができた<sup>33</sup>。その際の粍換算額は区レベルで集团的に決定されており、たとえば内川区では1937年の粍換算額について「不作につき2割引」「時局を考慮して1割引」といった措置をとることで実質的な減免がなされている<sup>34</sup>。そのため、集团的に決定された換算額のデータなしには、実納小作料と契約小作料から直ちに減免率を求めることはできない。しかし、史料上の制約から内川区以外については粍換算額に関する情報を得ることができず、畑小作料の減免率の正確な算出は現在のところ難しい。

これに対して、粍現物納である田小作契約の場合は、契約小作料・実納小作料ともに稲粍量で表示され、減免の実施については個別契約者間の交渉に委ねられていたため、「報告書」の情報から直ちに減免率を算出し、地主小作間の力関係を推し量ることができる。さらに、多くの養蚕農家は自家で消費する飯米を田小作地での自給に依存していたから、田地における地主小作関係を適切に維持し、不作時に減免を受けることは、畑小作地以上に小作人の再生産を確保する上で重要であった。そこで、本節では、小作人が生存を維持する上で死活的に重要であった田小作料の減免に限定して分析を加えることとしたい。

## (2) 記述統計

第7表は、地主と小作人の総所得額別に田小作料の減免率・減免件数を見たものである。地主の減免率では、299円以下の最も零細な層の地主では減免が全く見られないのに対して、300-399円の層（ただし絶対数は少ない）と2,000円以上の最上層で減免件数率・減免率がやや高くなっている。また、小作人では、一定の件数がある層に限れば、最も貧しい99円以下層の減免率・減免件数率が最も高いことがわかる。契約主体が「経済的余力」のある豊かな地主の場合、または減免を受けねば直ちに再生産が困難になるような貧しい小作人の場合には、減免がより積極的になされる傾向があったとはいえよう。

次に、第8表には、契約人数別の減免率・減免件数率を掲げた。地主の減免件数率では、契約人数が多いほど減免に積極的である傾向が微弱ながらも看取されるのに対して、減免率はバラつきが大きく明瞭な相関は認められない。一方、小作人では、契約件数の少ない契約地主人数5人層を除くと契約人数が増加するに従って減免件数率は低下しており、反対に減免率では契約地主人数4人以上層が高い比率を示している。以上の結果からは、契

<sup>33</sup> 『行政村』、426頁。

<sup>34</sup> 同上、428頁。

約地主人数の少ない小作人ほど減免を受けやすいが、減免率の交渉については契約地主人数が多い方が有利であるということができ、減免の有無を示す減免件数率と減免の多寡を示す減免率とでは、契約地主人数の与える影響が異なっていることが推測される。

また、第9表では、地主と小作人それぞれの契約人数が複数の場合と単独の場合とで減免件数率・減免率に差があるかを検討した。これによると、地主は複数の小作人と契約を結んでいる者の方が減免件数率は有意に高く、反対に小作人は複数の地主と契約を結ぶ者の方がかえって減免件数率が有意に低い。つまり、契約地主人数が複数であることが小作人の交渉力を強化する、という斎藤・坂根の想定とは逆の結果となった。第7・8表の結果とも併せて考えると、契約小作人数を多く抱える富裕な地主ほど減免に応じやすく、相対的に貧困で単独の地主に小作地の借り入れを依存している小作人の方が減免を受けやすかったと、暫定的に整理することができよう。さらに、同じく第9表からは、地主居住地が村外である場合には減免件数率・減免率ともに有意に低いこと、地主と小作人が同一の部落に居住している場合には減免件数率が有意に高いことなどが読み取れ、地縁的関係性の濃淡が減免に一定の影響を及ぼしていたことがわかる。また、地主が同一小字内で複数の小作人に耕地を貸し付け、小作人同士が「睨み合って」いる場合には、減免件数率が8.5%、減免率が0.9%それぞれ有意に高くなっていた。これは、先に引用した小作人の配置に関する猪俣の観察とは正反対の結果であり、地主は同一小字内に所有する耕地を複数の小作人に貸し付けている場合ほど、減免を積極的に実施していたことになる。

では、なぜ地主から見て同一小字内に複数の小作人が存在する場合に、減免が積極的に行われていたのでしょうか。考える理由の第一として、地主にとって小作地に関わる情報の非対称性が小さいゆえに、小作人に対して減免を与えやすかった可能性が挙げられる。すなわち、地主にとっては、小作地がある程度かたまっている方が検見や監視を効率的に行いやすく、小作人の努力水準や収穫量に関する情報をより容易に収集することができる。そのため、減免手続きに関わる情報の非対称性と取引費用とが小さくなり、地主に検見の実施と減免に対する承諾を与えやすくしていたのかもしれない<sup>35</sup>。関連して、同表中で耕地所在地が地主の居住する部落内である場合に、減免件数率が9.0%、減免率が1.0%有意に高くなっていることが注目される。地主にとっては、自らの居住する部落内に所在

---

<sup>35</sup> 小作料減免の取引費用については大野昭彦「刈分契約と減免慣行—小作契約における危険分散」『成蹊大学経済学部論集』19(2)、1989年、有本寛「小作料減免慣行と取引費用」『農業史研究』39、2005年を参照。この点、特に有本寛氏のコメントから示唆を受けた。

する小作地ほど検見にかかるコストを低く抑えることができ、そのことが減免への抵抗をより小さくしていたのであろう。

考える第二の理由として、平均引と個人引の問題が挙げられる。小作料の減免は、基本的には減収を主張する小作人の小作地について検見を行い、減免率を決定するという「個人引」の方法によって行われる。しかし、全ての小作地で検見を行うことは地主にとって負担が過大となることもあるため、小字などの一定の区域を限って複数の小作人に対して一律に減免率を定める「平均引」の方法がとられる場合もあった。先にも引用した鎌田正忠によれば、特に小作争議を経験した地域で小作人が平均引を好む傾向があったとされている<sup>36</sup>。争議を契機とする小作人の連帯を背景に平均引が採用されれば、場合によっては実際の減収以上に小作料の減免を受けられることもあったからであろう。また、地主にとっても個別に減免率を設定するために必要な検見のコストを節約できるため、その分だけ減免への承諾を与えやすくなるはずである。算出された減免率が個人引と平均引のどちらによって決定されたものなのかを厳密に区別することは不可能なので推測にとどまるが、同一小字内に複数の小作人が存在するほど平均引が採用される可能性が高まり、そのことが減免を引き出しやすくしていた可能性が考えられる。いずれにせよ、まとまった耕地を複数の小作人に貸し付けることで小作人間の競争を促すという猪俣の観察は、少なくとも五加村の小作料減免に関しては妥当せず、むしろ地主にとって情報の非対称性が小さな小作地を耕作し、周囲に似た条件で同じ地主と契約している小作人が存在する場合に、より減免を受ける機会に恵まれていた可能性があったといえる。

以上のように、小作料減免の結果には、契約人数に示されるような地主小作間の力関係がストレートに反映されていたわけではなく、地縁的関係の濃淡や耕地の所在地と居住関係、減免に関わる取引費用の多寡といった要因が複雑に影響を与えており、しかも、減免件数率に示された減免の諾否と、減免を承諾した上でその減免率を決定するプロセスとでは、各要因の影響のあり方が異なっている可能性も示唆される。次項ではそうした各要因の影響をコントロールしながら、いかなる社会経済的属性が小作料減免を規定していたのかを、より詳細な資産・所得情報を利用しつつ検討してみたい。

### (3) 推計方法と仮説

本項では、田小作料の減免について、地主と小作人の資産・所得情報と、小作契約の内

---

<sup>36</sup> 鎌田正忠、前掲書、320-322頁。



容とを突き合わせた回帰分析を行う。類似する研究としては、たとえば15世紀のイタリアを対象とする分析があるが<sup>37</sup>、こうした小作契約に関するミクロレベルの検討の多くは契約選択の問題に主たる関心を置いており、減免付定額小作契約が支配的な日本における分析に適用するには別様の工夫が必要である。

そこで、以下では、被説明変数を①小作料減免ダミー、および②小作料減免率とし、説明変数を「報告書」から得られる小作契約の情報、および『所得調査簿』から得られる地主と小作人の資産・所得情報とする回帰分析を行う。推計方法としては、①を被説明変数とする場合はプロビットを、②を被説明変数とする場合はOLS・固定効果モデルを採用する<sup>38</sup>。固定効果モデルは、地主と小作人それぞれの固定効果を考慮することで、ある一人の地主または小作人が複数の契約相手を持つ場合、相手の属性に応じて減免の結果がどのように異なっているのかを検討できる点でメリットがある。第10表には、上記回帰分析を行うために構築したデータベースの基本統計量とそれぞれの変数の定義、説明変数と小作料減免との間で予測される相関の符号を示した。各符号の予測の根拠は次の通りである。

契約面積は広い耕地の借り入れを許されるほど地主からの信頼を得ていると判断されるため減免への影響は正、反当小作料は高いほど小作料支払いに窮する可能性が高まると考えて符合は正、賃貸価格は低いほど低生産力で不作が多く、減免を受けやすいと考えられるため符号は負と推測される。同一字内競合ダミーは、一人の地主が同一小字内に複数の小作人を置いている（＝競合小作人が存在する）契約を1としているが、前項の分析では猪俣の観察とは反対の結果が示されているため符合は正、地主居住部落内に耕地が存在する場合には減免のための取引費用が低いいため正、小作居住部落内に耕地が存在する場合には小作人が情報優位である可能性が高いため正と推測した。同一部落に居住する地主と小作人による契約（部落一致ダミー）、および同姓間の契約（姓一致ダミー）については、それぞれの地縁的・血縁的関係の深さが小作料減免に対して正の影響を与えていると判断される。1937年ダミーは不作年なので符号は正、地主が村外に居住する場合（村外地主ダミー）は非妥協的になると考えて負、村外小作人の場合も地縁的関係の希薄さから負である。

---

<sup>37</sup> Akerberg, Daniel A., and Maristella Botticini. "The choice of agrarian contracts in early Renaissance Tuscany: Risk sharing, moral hazard, or capital market imperfections?" *Explorations in Economic History* 37, no. 3, 2000

<sup>38</sup> 小作料減免率の最大値は100%(=全免)であるため、本来はトービット・モデルによる分析を行うべきであるが、全免となっているのは一件で、しかも『所得調査簿』には記載がなくこれを利用した分析からは脱落する賃借人であるため、ここではOLSを採用した。なお、固定効果モデルの利用については、有本寛氏から示唆を受けた。

農民組合ダミーは、相手方小作人が争議に参加した履歴を地主は減免に際して考慮せざるをえなかったと考えて符合は正、また、地主の契約小作人数は前述の通り正負両様の可能性があり、地主の所得に関わる変数も同様である。ただし、地主の収籾量・利子所得・営業販売所得は、雇用や資金貸借、肥料や生活物資の取引が農地賃貸借とインターリンクされている可能性があり、そのことが地主の交渉力を高めていると考えて符号は負とした。小作人の契約地主人数は交渉力を高めると考えられるため正としているが、小作人の所得・耕地面積に関わる変数は、小作人の交渉力や自家労賃意識を高めて正の影響を与える可能性と、富裕であるために減免を受けにくくなる可能性の両方が考えられるため、現時点では判断がつかない。扶養家族員数については、生計費や自家飯米を確保するために地主側は小作料減免に対して負、小作人側は正であると推測できる。

以上、回帰分析の結果に関して現時点で考える予測を述べたが、ここでの推計では、Iで触れた史料上の制約から、サンプル選抜バイアス、欠落バイアス、内生性バイアス等を避けることができず、厳密な統計分析としては限界があることを予め断っておかなければならない。とはいえ、これまで日本の地主小作関係に関する大量データを用いた本格的な計量分析が行われていない現状を鑑みれば、限界が多いとはいえこうした試みに意味がないわけではないだろう。以下、推計上の不完全性を自覚しつつ、結果の考察を進めたい。

#### (4) 結果

回帰分析を行った結果は、第11-1、11-2表の通りである。各推計方法別に見れば係数の符号はほぼ同一であり、概ね問題のない結果を示しているといえる<sup>39</sup>。そこで、第一に、両表に即して契約人数の効果について見ると、減免有無に関するプロビット分析では地主契約小作人数が係数正で有意である（ただし、限界効果は極めて小さい）のに対し、小作契約地主人数は有意性を示していない。これに対して、小作料減免率を被説明変数とするOLSでは、小作契約地主人数が係数正で有意となっているが、契約地主人数が1人増えることで期待される減免率の増加分は0.6%程度に留まっている。より詳細な資産・所得を考慮した第11-2表では、契約人数は地主・小作人ともに有意な結果となっておらず、契約相手人数は減免に対して必ずしも規定的な要因であるとはいえない。むしろ、地主総所得が

<sup>39</sup> 多重共線性の有無を判断する指標であるvif値は、小作人固定の固定効果モデル以外の推計式では、最大でも3程度に留まっていた。小作人固定効果モデルでは全ての推計式でvif値が10を超える説明変数が存在しており、これは小作人が一人の地主としか契約していない場合が多く、地主側の属性に関わる説明変数と小作人の固定効果が相関を持ってしまったためであると考えられる。この点で、小作人固定の固定効果モデルは、限界のある推計であることを付言しておく。

第 11-1 表の全ての推計で有意（係数正）となっており、限界効果・係数ともに決して小さくない値を示していた。地主・小作人の契約人数というよりは、地主の側の「経済的余力」の有無が、小作料減免にとってはより重要な意義を有していたと考えられる。

ただし、第二に、第 11-2 表によって地主側の属性をさらに仔細に見ると、地主の所得の多さが直ちに減免に結びつくわけではなかった。地主の所得に関わって係数負で有意性を示しているのは、地主の収穫量、利子所得、配当所得、営業販売所得等であり、これらは、配当所得を除けば、その背後に小作人とのインターリンク取引の存在を想定することができる。具体的な取引に関わる史料がなく、推計結果も十分に頑健ではないため推測にとどまるが、小作人に対する養蚕での雇傭、資金や肥料などの貸付が土地賃貸借契約と複合している場合には、小作人は地主に対して小作料減免を要求しにくかったのではないか<sup>40</sup>。鎌田正忠は、「肥料購入資金、家事資金の融通、飯米の貸与等に至るまで、地主は小作人に対しあらゆる便宜と援助とを与へて彼等をして家業に精励せしめ」る反面、「金銭の貸借其他小作人の弱点に乗じて因果を含め、若くは他の条件と相殺して減免率を決定する」場合もあったことを報告している<sup>41</sup>。こうした観察と併せて考えれば、インターリンク取引の存在が小作人の交渉力を制約していた可能性は、決して低くはないといえよう。

第三に、第 11-2 表において、地主の扶養家族員数が推計式 2-4、2-5 を除いて係数負で有意であるのに対して、小作人でも係数負で全ての推計式で有意な相関を示していることに着目したい。扶養家族員数は生計費や飯米確保の必要性に比例するはずであり、実際、地主は扶養家族員数が多いほど減免を受け入れない傾向があった。これに対して、小作人は扶養家族員数が多いほど減免を受けられないという事前の予想とは異なる結果になっている。このことは、扶養家族が多い小作人は小作地を生計維持のための不可欠の基盤としており、小作地返還を求められるリスクを冒してまで強く減免を迫ることができなかったことを反映しているのかもしれない。推計式 2-5、3-5 で小作人の小作耕地面積が減免率と負の相関を持っていたのも、小作地への依存度の高さが減免率をめぐる交渉力を低下させることを示していると考えられる。小作人がその小作地を必要とする度合いが大きいほど、小作料減免を強く求めることに対しては慎重にならざるをえなかったものといえよう。

第四に、居住関係について見ると、地主居住部落内耕地ダミーが係数正で一定の有意性

<sup>40</sup> 資金貸借や手作り部分での雇傭といった重複取引が地主・小作関係の矛盾を顕在化させるのを阻み、耕作地主地帯で 1920 年代以降も温情的関係を支えていたことを指摘した業績として大栗行昭『日本地主制の展開と構造』御茶の水書房、1997 年、246-250 頁を参照。

<sup>41</sup> 鎌田忠正、前掲書、p.165、p.296。

を示しており、地主にとって検見や不正の監視に必要なコストが低いことが、小作料減免に重要な影響を与えていた。また、十分に頑健ではないものの、同一字内競合ダミーも係数正で若干の有意性を示しており、前項と同じく猪俣の観察とは逆の結果となっている。地主が自らの交渉力を高めるためにまとまった耕地を複数の小作人に貸し付けていたとしても、平均引を好む小作人から字内一律の減免を求められる場合もあり、小作料を確保するという点から見ればかえって地主を不利にしかねなかった可能性があることは、争議を経験した1930年代後半における減免の特質として留意しなければならない。

第五に、減免が基本的に地主側の事情によって規定されていたとはいえ、小作人の側に交渉力を高める余地が全くなかったというわけではない。小作人に関わる説明変数のうち係数正で有意性を示しているものとして、まずは小作人の自作耕地面積を上げることができる。自作耕地面積が1反歩増加するごとに減免を受ける可能性は2.5%高まり、減免率が0.5-0.8%高められるという推計結果になっており、その限界効果・係数は十分に高くはないが、自作耕地を有していることは小作地返還のリスクを冒してでも強く減免を要求できるという意味で、小作人側の減免に関わる交渉力を強くする効果を持っていたのであろう。

また、農民組合ダミーはかなり強い正の相関を示しており、小作争議に参加した旧農民組合員である小作人がより多くの減免を受けていた。争議に参加したという過去の履歴が、減免交渉を行う上で地主に対して一定の影響力を有していたのである。

ただし、争議に関連して付言すると、第12表に示したように、農民組合に参加した小作人については、村外・部落外の地主との契約比率や反当小作料が非組合員と比較して有意に高く、旧農民組合員の地主小作関係はそもそも相対的に恵まれたものではなかった。『行政村』によれば、1931年に争議が小作側勝利で終息した後、33年にかけて非妥協的な地主の土地取上・訴訟が頻発し、地主同盟に属する地主12名中8名が恐慌期に貸付地を引き上げて自作地を拡大した結果、農民組合幹部の小作人16名中11名が借入地を縮小させたという<sup>42</sup>。こうしていったん貸付地を引き上げた地主は、1933年以降再度貸付地を漸増させるが<sup>43</sup>、その際、農民運動に関わった小作人は農地を借り入れようとしても元の地主からは敬遠されたと推測され、第12表に見られるように旧農民組合員は結果として旧来の地縁的關係の埒外で小作地を回復し、相対的に重い小作料負担を甘受しなければならなかった。旧農民組合員が相対的に多くの減免を引き出していたにしても、そのこと自体がかえって

---

<sup>42</sup> 『行政村』431頁。

<sup>43</sup> 同上、518頁。

地主からは忌避される要因ともなりかねなかったのである。『行政村』が指摘する小作層の村政への進出はかかる困難の下で実現したのであり、小作料減免に示された旧農民組合員の力量は、法的に強固に保護された所有権を持ち、契約相手を選択する余地が小作人よりも大きかった地主との対比において、慎重に評価されなければならない。

以上、総じて地主の総所得をはじめ、インターリンク取引の存在を示唆する所得項目や、地主居住部落内耕地ダミーといった、地主側の説明変数に有意な結果を示しているものが多いのに対して、小作人側のそれには有意なものが少なく、地主側の事情・便宜が減免の有無や減免率の決定に対して相対的には大きく影響していた。減免との相関を示す変数が基本的には地主の側に存在するというのが全体の傾向であり、小作料の減免分が地主の「温情」として小作人に恵与されるという構図それ自体は、激しい小作争議を経た1930年代後半の五加村においてさえ、基本的には維持されていたと考えられる。

おわりに

かつて近藤康男は、「零細土地所有および中小地主による所有が近代日本の基本的土地所有形態であり、「わが国では、自らその所有地を自作しようとする小地主が存在し、小作農と生活についての一種の競争的關係に立つために所有資格が強力となる」と述べたことがある<sup>44</sup>。大地主地帯と異なり、零細地主が多数を占め、小作人が複数の地主と契約を結んでいたからといって、そのことは直ちに地主小作關係が小作人の側に有利であったことを意味しない。むしろ、本論文の分析からは、契約地主人数の増加と農作業効率との相剋や、パトロン・クライアント關係への期待に基づく地主と小作人との明瞭な経済的懸隔の存在が浮き彫りにされ、1930年代末においても小作料の減免は地主側の事情に強く規定されていたことが明らかとなった。もちろん激しい小作争議を経験した五加村一村の事例から直ちに一般的な結論を導くことは許されないが、こうした事実発見は、中小耕作地主の「後退」の限定性を指摘する牛山敬二や大内力、大栗行昭、小峰和夫などの見解と整合的であり<sup>45</sup>、契約地主人数が複数であることを以って小作人の力量を高く評価し、地主制の肯定的な意義を強調する齋藤・坂根の見解は、事実認識としてはやや単純に過ぎるように思われる。むしろ、地主と小作人との間の小作料減免をめぐる複雑なせめぎ合いは、「小

<sup>44</sup> 近藤康男『近藤康男著作集第4巻 日本農業経済論』農山漁村文化協会、1974年、236頁。初版は時潮社、1942年。

<sup>45</sup> 牛山敬二「農村経済更生運動下の「むら」の機能と構成」『歴史評論』435号、1986年、29頁、大内力『農業史』東洋経済新報社、1960年、208頁、大栗行昭、前掲書、297頁、小峰和夫、前掲論文、388頁。

作人も生活問題として小作料の減免を要求し、小地主も亦生活脅威問題としてこの要求を拒否せんとする」という東畑精一が言うところの「陰惨性」を帯びていたのであり<sup>46</sup>、1930年代の日本農村は、減免付定額小作契約が支配的であるがゆえにある種の「閉塞状況」<sup>47</sup>に陥っていた。そうした「閉塞状況」を打開するために要請されたのが、農山漁村経済更生運動や時局匡救土木事業に代表される一連の救農政策であり、産業組合や協調組合による農民の組織化であり、農業保険法の施行（1939年）を通じた国家による小作料減免慣行の代位であった。そして、その延長線上に敗戦後の農地改革が展望されることはいうまでもない。地主制に対する肯定的な評価からは、戦後自作農体制への展望が全く開けないところに、歴史的知見としての最大の難点があると筆者は考えている。

---

<sup>46</sup> 東畑精一、前掲書、151頁。

<sup>47</sup> 庄司俊作、前掲書、282頁。

小作料等二関スル報告書

※

庁県府

(裏面)

※

市郡		町村		小作地		借主ノ住所氏名		
町	村	地	目	所在地	番	町	字	
面	積	實	賃	格	ノ	等	級	
反	当	年	平	作	種	類	数	量
レ	ハ	ド	シ	ル	種	類	数	量
カ	位	年	穫	作	種	類	数	量
裏	表	昭	和	十	二	年		
作	作	昭	和	十	三	年		
		昭	和	十	四	年		
		最	近	小	ノ	三	年	
		小	ノ	最	近	三	年	
		作	料	取	年			
		反	当	契	約	小	作	料
		契	約	小	作	料	ノ	額
		ハ	ト	シ				
		小	作	料	ハ	何	子	納
		メ	ル	カ				
		現	在	ノ	小	作	料	ハ
		メ	ラ	シ	タ	カ	ハ	何
		時	キ					

(裏面)

第1図「小作料等二関スル報告書」書式(一部)

其ノ他ノ条件	
一、	小作料ノ減免ノ条件
二、	要領ハトシ
三、	排水及修繕ノ費用ハハノ負擔スルカ
四、	土地改良ノ費用ハハノ負擔スルカ
五、	小作料ノ運送費、肥料ノ運送費、ハトシ
六、	金數(金)ノ額ハトシ
七、	其ノ他

右ノ通相違無之候也

昭和 年 月 日

住	報	所	告	者	氏	名
県	府	市	郡	区	町	字
						番
						地

④

注：裏面の左側には、記入にあつたの注意事項が記されているが、ここでは割愛した。

第1表 年次別・田畑別小作契約件数・面積・反当小作料

年	田					畑			
	契約(改定) 件数		面積		反当 小作 料額 斗	契約(改定) 件数		面積	
	件	%	反	%		件	%	反	%
1900以前	2	0.5	1.83	0.5	30.1	1	0.4	0.51	0.4
1901-10	10	2.4	9.17	2.4	31.0	4	1.7	0.95	0.7
1911-20	42	10.0	38.22	9.9	26.5	20	8.3	9.92	7.5
1921-25	83	19.9	76.70	19.8	28.0	45	18.6	24.78	18.8
1926-30	116	27.8	106.87	27.6	27.6	67	27.7	33.81	25.6
1931-35	86	20.6	82.25	21.3	25.0	51	21.1	31.86	24.1
1936-40	79	18.9	71.93	18.6	28.5	54	22.3	30.19	22.9
小計	418	100	386.97	100	27.3	242	100	132.02	100
不明	160	-	136.96	-	28.8	133	-	80.59	-
合計	578	-	523.94	-	27.7	375	-	212.61	-

出所:「報告書」より作成。



第2表 筆数別地主・小作の契約人数

単位:人

筆数	京都府馬路村 (1924年)		長野県五加村 (1941年)			
	小作 人数	平均 地主数	小作 人数	平均 地主数	地主 人数	平均 小作数
98	-	-	-	-	1	50.0
50	-	-	-	-	1	32.0
30-39	-	-	-	-	7	20.9
23-26	-	-	-	-	5	13.8
22	-	-	1	2.0	2	12.0
21	-	-	-	-	2	15.5
20	1	14.0	-	-	-	-
19	-	-	-	-	2	14.0
18	-	-	-	-	2	14.3
17	-	-	-	-	1	8.0
16	-	-	-	-	4	10.0
15	2	7.5	-	-	4	6.8
14	2	10.5	-	-	1	5.0
13	5	8.2	1	3.0	4	9.3
12	7	8.1	1	5.0	2	6.5
11	3	7.7	1	4.0	1	11.0
10	15	6.9	1	4.0	1	7.0
9	13	5.7	6	4.5	3	6.5
8	14	5.3	7	3.4	3	5.3
7	23	5.0	15	2.9	3	6.0
6	38	4.7	9	3.1	6	5.3
5	39	3.6	19	2.5	8	3.3
4	43	3.0	65	2.5	7	2.9
3	53	2.3	51	2.0	8	2.8
2	98	1.6	79	1.6	15	1.5
1	199	1.0	161	1.0	18	1.0
不明	-	-	4	-	3	-
計	555	2.6	421	1.8	113	6.7

出所:前掲坂根「地主制の成立と農村社会」238頁(原史料は『改正掟米台帳』1924年)、および「報告書」より作成。

第3表 地主・小作の契約人数別契約件数 単位:件

		小作人契約地主人数						
契約人数	1人	2	3	4	5	6	合計	
地主 契約 小作 人数	1人	17	7	5	3	1	33	
	2	15	13	7	1	4	40	
	3	17	11	9	2	4	43	
	4	8	6	5	2	1	3	25
	5	13	9	14	13	2	1	52
	6	9	15	12	5	2	2	45
	7-10	50	62	35	7	3	3	160
	11-15	62	52	29	23	3	6	175
	16-20	44	58	30	22	9	3	166
	21-30	22	41	18	16	7		104
	31-50	38	21	23	17	11	4	114
合計	295	295	187	111	47	22	957	

出所:「報告書」より作成。

第4表 契約地主人数別・耕地所在小字別小作人数

小作 契約 地主 人数 (人)	平均 借入 耕地 面積 (反)	平均 耕地 所在 小字数 (字)	合計 小作 人数 (人)	耕地所在小字数別小作人数(人)						
				1字	2字	3字	4字	5字	6字	不明
1	1.15	1.17	220	190	19	5	1	1		4
2	2.62	2.06	115	19	73	17	3	1		2
3	3.22	2.63	53	4	15	20	6	2	1	5
4	4.40	3.41	23		6	5	4	4	2	2
5	6.64	4.29	7			2	1	4		
6	5.24	5.00	3				1	1	1	
計	2.11	1.76	421	213	113	49	16	13	4	13

出所:「報告書」より作成。

第5表 契約小作人数別・耕地所在小字別地主人数

地主 契約 小作 人数 (人)	平均 耕地 所在 小字数 (字)	一 小字 当 小作 人数 (人)	合計 地主 人数 (人)	耕地所在小字数別地主人数(人)							
				1 字	2-3 字	4-6 字	7-9 字	10- 12 字	16- 20 字	不明	
1	1.00	1.04	30	25	1						4
2-3	1.96	1.43	25	5	16	3					1
4-6	3.42	1.64	20		12	7					1
7-9	4.44	2.03	9		2	6	1				
10-12	6.25	1.77	8			3	5				
13-15	5.14	3.23	7		1	4	2				
16-18	9.00	1.98	5				3	2			
19-26	9.00	2.74	5			1	3			1	
32	10.00	3.20	1					1			
50	20.00	2.50	1							1	
計	3.70	1.66	111	30	32	24	14	3	2		6

出所:「報告書」より作成。

第6表 地主・小作の総所得額別契約件数 単位:件

総所得額	小作総所得							小計
	-99円	100-199	200-299	300-399	400-499	500-699	700-999	
-99円		1						1
100-199		1		1				2
200-299	1	5	2	5		2		15
300-399			2					2
400-499		7	1	1	1	1		11
500-699	12	22	15	4	1	7		61
700-999	8	31	31	9	8	7	2	96
1,000-1,299	6	14	14	5	2			41
1,300-1,599	8	29	14	20	1	1		73
1,600-1,999	5	34	17	10	1			67
2,000-2,199	4	17	10	7	3			41
3,525-4,309	6	20	19	4	3	4		56
5,100-	4	6	10	6		1		27
<b>小計</b>	<b>54</b>	<b>187</b>	<b>135</b>	<b>72</b>	<b>20</b>	<b>23</b>	<b>2</b>	<b>493</b>

出所:「報告書」および『昭和十二～十四年度 所得調査簿』より作成。

注:総所得額は1939年度のもの。

第7表 地主・小作の総所得額別田小作料の減免率・減免件数率(1937-39年)

単位:件、%

総所得額	地主					小作人				
	契約 件数	減免 件数	減免 件数率	減免率 (全平均)	減免率 (有のみ)	契約 件数	減免 件数	減免 件数率	減免率 (全平均)	減免率 (有のみ)
-99円	1	0	0.0	0.0	0.0	273	84	30.8	4.6	15.8
100-199	7	0	0.0	0.0	0.0	564	141	25.0	3.5	14.5
200-299	9	0	0.0	0.0	0.0	257	49	19.1	2.6	14.2
300-399	21	10	47.6	8.4	17.6	106	23	21.7	2.6	12.0
400-499	18	5	27.8	4.1	14.8	29	7	24.1	2.3	10.3
500-699	149	37	24.8	3.2	13.0	10	1	10.0	1.6	15.6
700-999	188	50	26.6	4.6	18.7	2	2	100.0	40.0	40.0
1,000-1,499	319	77	24.1	3.3	14.4	3	1	33.3	24.3	73.0
1,500-1,999	168	58	34.5	3.4	10.1	-	-	-	-	-
2,000-5,810	269	92	34.2	5.2	15.9	-	-	-	-	-
不明	267	35	13.1	2.4	17.2	172	56	32.6	4.8	15.0
合計	1,416	364	25.7	4.0	14.9	1,416	364	25.7	4.0	14.9

出所:前表に同じ。

第8表 地主・小作の契約人数別減免率・減免件数率(1937-39年)

単位:件、%

契約人数	地主					小作				
	契約 件数	減免 件数	減免 件数率	減免率 (全平均)	減免率 (有のみ)	契約 件数	減免 件数	減免 件数率	減免率 (全平均)	減免率 (有のみ)
1	88	14	15.9	3.1	23.7	702	193	27.5	3.9	14.9
2	67	15	22.4	2.8	13.0	499	126	25.3	3.5	14.1
3	52	8	15.4	1.5	9.7	138	33	23.9	2.5	11.3
4	74	15	20.3	6.9	35.7	66	9	13.6	3.2	23.1
5	112	29	25.9	3.9	16.5	8	2	25.0	22.7	90.9
6-7	148	26	17.6	2.0	11.7	-	-	-	-	-
8-9	159	28	17.6	4.1	16.9	-	-	-	-	-
10-11	280	62	22.1	2.6	12.2	-	-	-	-	-
13-15	276	77	27.9	4.0	14.4	-	-	-	-	-
16-18	72	45	62.5	7.8	13.2	-	-	-	-	-
22-35	88	23	26.1	3.6	15.8	-	-	-	-	-
不明	-	-	-	-	-	3	0	0.0	0.0	0.0
合計	1,416	342	24.2	4.0	14.9	1,416	363	25.6	4.0	14.9

出所:「報告書」より作成。

第9表 地主・小作人の属性別減免状況の差

単位:件、%

		契約件数	減免件数	減免件数率	減免率 (全平均)	
地主契約小作人数	複数	1,328	350	26.4	3.7	
	単独	88	14	15.9	3.1	
	差			10.5 **	0.6	
小作契約地主人数	複数	714	170	23.8	3.4	
	単独	702	194	27.6	3.9	
	差			-3.8 *	-0.4	
地主居住地	村内	1,233	343	27.8	4.0	
	村外	183	21	11.5	1.5	
	差			16.3 ***	2.5 ***	
農民組合	旧組合員	179	49	27.4	4.0	
	非組合員	1,065	259	24.3	3.5	
	差			3.1	0.5	
地主・小作居住部落	一致	1,032	281	27.2	3.8	
	不一致	384	83	21.6	3.4	
	差			5.6 **	0.4	
地主・小作姓	一致	274	74	27.0	4.2	
	不一致	1,142	290	25.4	3.5	
	差			1.6	0.7	
同一小字内小作人数	複数	1,009	284	28.2	3.9	
	単独	407	80	19.7	3.0	
	差			8.5 ***	0.9	
耕地所在地	地主	居住部落内	1,067	298	27.9	3.9
		居住部落外	349	66	18.9	2.9
		差			9.0 ***	1.0 *
	小作人	居住部落内	1,236	323	26.1	3.7
		居住部落外	180	41	22.8	3.1
		差			3.3	0.6

出所:「報告書」より作成。

注2:\*\*\*は1%、\*\*は5%、\*は10%水準で有意であることを示す。



第10表 基本統計量

変数	単位	最小値	最大値	中央値	平均値	定義	符号	
小作料減免率	(%)	-25.0	100.0	0.0	3.6	1937-39年の契約小作料に対する実納小作料の減免率		
小作料減免ダミー		0	1	0	0.26	減免有り=1、なし=0のダミー変数		
契約面積	(反)	0.004	3.303	0.815	0.90	小作契約1件当たりの契約面積	+	
反当小作料	(斗)	0	246.2	27.3	28.11	1反当たりの契約小作料	+	
土地賃貸価格	(円)	33	51	45	45.23	1927年の土地賃貸価格	-	
同一字内競合ダミー		0	1	1	0.68	同一小字内に同一地主の競合小作人有=1、無=0	+	
地主居住部落内耕地ダミー		0	1	1	0.73	地主居住部落と耕地所在部落が一致=1、不一致=0	+	
小作居住部落内耕地ダミー		0	1	1	0.85	小作人居住部落と耕地所在部落が一致=1、不一致=0	+	
居住部落一致ダミー		0	1	1	0.71	地主と小作の居住部落一致=1、不一致=0	+	
姓一致ダミー		0	1	0	0.20	地主と小作の姓一致=1、不一致=0	+	
1937年ダミー		0	1	0	0.33	1937年の数値=1、その他の年=0	+	
1938年ダミー		0	1	0	0.33	1938年の数値=1、その他の年=0	+/-	
村外地主ダミー		0	1	0	0.15	地主村外居住=1、村内居住=0	-	
村外小作ダミー		0	1	0	0.04	小作人村外居住=1、村内居住=0	-	
農民組合ダミー		0	1	0	0.13	内川農民組合参加者=1、非参加者=0	+	
地主契約小作人数	(人)	0	35	8	9.22	地主の田における各年の契約小作人数	+/-	
小作契約地主人数	(人)	0	5	1	1.66	小作人の田における各年の契約地主人数	+	
地主	総所得	(円)	36.05	5,810	1,175	1,611	各年の全農業所得・農外所得の合計額	+/-
	貸付耕地面積	(反)	0	64.5	13.5	18.54	各年の貸付田畑の合計面積	+/-
	自作耕地面積	(反)	0	19.2	7	6.75	各年の自作田畑の合計面積	+/-
	小作耕地面積	(反)	0	8.1	0	0.40	各年の小作田畑の合計面積	+/-
	収穫量	(貫)	0	150	60	60.47	各年の収穫量	-
	蚕種所得	(円)	0	1,889	0	81.20	各年の蚕種所得額	+/-
	利子所得	(円)	0	35	0	1.79	各年の貸付金利子所得額	-
	配当所得	(円)	0	1,507	0	71.07	各年の株式配当所得額	+/-
	他町村土地所得	(円)	0	1,464	106	258.14	各年の他町村土地所得額	+/-
	労働所得	(円)	0	1,345	0	96.91	各年の「工男・工女」、「勤労」、「給料」、「賞与」の合計	+/-
	営業販売所得	(円)	0	1,365	0	49.26	各年の「営業」所得額	-
	その他農外所得	(円)	0	175	0	6.62	各年の「年金」、「恩給」、「預金利子」の合計額	+/-
	扶養家族員数	(人)	0	9	3	3.03	各年の14歳未満、60歳以上、「不具廃疾者」家族の人数	-
小作	総所得	(円)	0	1377	157	179.80		+/-
	貸付耕地面積	(反)	0	8.8	0	0.11		+/-
	自作耕地面積	(反)	0	12.1	0.6	1.13		+/-
	小作耕地面積	(反)	0	19.5	2.7	2.91		+/-
	収穫量	(貫)	0	130	15	17.63		+/-
	蚕種所得	(円)	0	161	0	1.57		+/-
	利子所得	(円)	0	0	0	0.00		+/-
	配当所得	(円)	0	3	0	0.05		+/-
	他町村土地所得	(円)	0	491	0	11.83		+/-
	労働所得	(円)	0	212	15	21.29		+/-
	営業販売所得	(円)	0	262	0	6.37		+/-
	その他農外所得	(円)	0	123	0	1.13		+/-
	扶養家族員数	(人)	0	9	2	2.74		+

出所：『昭和12-14年所得調査簿』、「報告書」、五加村『標準賃貸価格及適用区域調査書 田之部』1927年、林宥一「昭和恐慌下小作争議の歴史的性格—五加村小作争議の分析—」大江前掲書所収、農民教育協会『農民の諸組織形態にかんする研究—長野県埴科郡五加村の実態調査—』1957年、より作成。

第11-1表 小作料減免の規定要因に関する推計結果(1)

被説明変数 推計方法 推計式番号	小作料減免有無タミー														
	OLS						固定効果モデル(地主固定)						固定効果モデル(小作人固定)		
	1-1	1-2		1-3		1-3	2-1	2-2	2-3	3-1	3-2	3-3	4-1	4-2	4-3
係数	限界効果	係数	限界効果	係数	限界効果	係数	限界効果	係数	限界効果	係数	限界効果	係数	限界効果	係数	限界効果
<b>契約属性</b>															
契約面積	0.3708 (0.0842)	0.1072 *** (0.0355)	0.3951 (0.0853)	0.1148 *** (0.0331)	0.4314 (0.1003)	0.1316 *** (0.0385)	1.2910 *** (0.4958)	1.5109 *** (0.5026)	1.3357 ** (0.6036)	1.5622 *** (0.5103)	1.6071 *** (0.5096)	1.1449 *** (0.5488)	-0.4188 (0.9078)	-0.2231 (0.9070)	0.2041 (1.0556)
反当小作料	0.0355 (0.0081)	0.0103 *** (0.0081)	0.0331 (0.0081)	0.0096 *** (0.0081)	0.0385 (0.0110)	0.0118 *** (0.0064)	0.1433 *** (0.0479)	0.1429 *** (0.0478)	0.1449 ** (0.0649)	-0.0031 (0.0565)	-0.0031 (0.0565)	-0.0231 (0.0590)	0.1909 ** (0.0831)	0.1909 ** (0.0833)	0.1247 (0.1240)
賃金価格	-0.0178 (0.0091)	-0.0052 ** (0.0091)	-0.0184 (0.0091)	-0.0053 ** (0.0091)	-0.0263 (0.0107)	-0.0060 ** (0.0107)	-0.0236 (0.0525)	-0.0338 (0.0525)	-0.0673 (0.0625)	0.0293 (0.0632)	0.0274 (0.0629)	0.0365 (0.0670)	0.0789 (0.1042)	0.0853 (0.1052)	0.2135 * (0.1239)
同一字内競合タミー	0.1217 (0.1019)	0.0344 (0.1019)	0.0518 (0.1061)	0.0149 (0.1061)	0.2582 (0.1292)	0.0745 ** (0.1292)	-0.0827 (0.5895)	-0.0498 (0.5941)	0.8618 (0.7228)	0.3858 (0.6536)	0.4047 (0.6516)	0.7289 (0.6878)	0.2898 (0.9695)	0.3858 (0.9695)	-0.7796 (1.2100)
地主居住部落内耕地タミー	0.2994 (0.1817)	0.0805 * (0.1817)	0.4607 (0.1650)	0.1194 *** (0.1650)	0.2063 (0.2083)	0.0569 (0.2083)	1.3291 (0.9802)	2.1235 ** (0.9692)	1.0291 (1.1401)	2.4037 (1.6332)	3.7098 ** (1.5786)	2.1614 ** (1.0328)	6.1035 *** (2.0206)	3.7098 ** (1.5786)	6.1035 *** (2.0206)
小作居住部落内耕地タミー	0.2490 (0.1758)	0.0663 (0.1758)	0.0445 (0.1573)	0.0127 (0.1573)	0.1092 (0.2063)	0.0322 (0.2063)	0.7390 (0.9297)	0.1650 (0.8195)	-0.0508 (1.1315)	0.5298 (1.0520)	0.7137 (1.0023)	-0.0121 (1.1321)	0.5298 (1.0520)	0.7137 (1.0023)	-0.0121 (1.1321)
居住部落一致タミー	-0.2323 (0.1840)	-0.0702 (0.1840)	-0.0556 (0.1671)	-0.0164 (0.1671)	-0.0555 (0.2101)	-0.0172 (0.2101)	-1.4487 (0.9916)	-0.6811 (0.8797)	-0.3611 (1.1584)	-0.653 (1.0157)	-0.6249 (1.0018)	-0.353 (1.1090)	-2.9063 (1.9411)	-0.7185 (1.6521)	-1.8871 (2.6275)
姓一致タミー	-0.0231 (0.1056)	-0.0066 (0.1056)	-0.0208 (0.1068)	-0.0060 (0.1068)	-0.0185 (0.1158)	-0.0056 (0.1158)	0.8200 (0.6169)	0.8036 (0.6236)	0.2704 (0.6841)	0.0745 (0.6330)	0.2100 (0.6359)	0.3887 (0.6822)	0.1133 (1.6008)	0.2992 (1.6074)	-0.3826 (1.7493)
農民組合タミー					0.1794 (0.1469)	0.0573 (0.1469)			1.2863 (0.8856)			2.1614 ** (1.0328)			
1937年タミー	1.4149 (0.1016)	0.4602 *** (0.1016)	1.4438 (0.1027)	0.4712 *** (0.1027)	1.5482 (0.1231)	0.5164 *** (0.1231)	7.1030 *** (0.5847)	7.2017 *** (0.5872)	8.4648 *** (0.7178)	7.0787 *** (0.5251)	7.1468 *** (0.5251)	7.2354 *** (0.5791)	7.1919 *** (0.5337)	7.2625 *** (0.5394)	8.6629 *** (0.6195)
1938年タミー	0.0951 (0.1101)	0.0278 (0.1101)	0.1150 (0.1103)	0.0339 (0.1103)	0.1212 (0.1302)	0.0375 (0.1302)	0.0881 (0.5737)	0.0981 (0.5744)	0.2535 (0.7008)	-9E-04 (0.5192)	0.0035 (0.5128)	0.0459 (0.5567)	0.0964 (0.5208)	0.1336 (0.5235)	0.3307 (0.6105)
村外地主タミー	-0.6226 (0.2232)	-0.1454 *** (0.2232)					-2.4479 ** (1.2027)								
村外小作タミー	0.1877 (0.3316)	0.0580 (0.3316)					-1.2315 (1.9355)								
地主契約小作人数			0.0163 (0.0068)	0.0047 ** (0.0068)			0.0181 (0.0395)							0.0636 (0.0598)	
小作契約地主人数			-0.0282 (0.0515)	-0.0076 (0.0515)			0.6238 ** (0.2877)								
ln地主総所得					0.1731 (0.0721)	0.0528 ** (0.0721)			0.7411 * (0.4198)						1.3187 ** (0.6690)
ln小作総所得					0.0026 (0.0691)	0.0008 (0.0691)			-0.0631 (0.3937)			0.2266 (0.3694)			
定数項	-2.0746 (0.4824)	*** (0.4719)	-2.2334 (0.4719)	*** (0.4719)	-3.2139 (0.7837)	*** (0.7837)	-3.1019 (2.7896)	-5.1360 * (2.7120)	-7.3799 (4.5604)	-0.7038 (0.4817)	-3.9882 (4.1820)	-3.9401 (5.0857)	-3.0878 (6.4391)	-7.1394 (6.8605)	-21.3312 ** (8.5801)
地主固定効果							No	No	No	Yes	Yes	Yes	No	No	No
小作固定効果							No	No	No	No	No	No	Yes	Yes	Yes
McFaddenの類似決定係数	0.2189		0.2185		0.2444		0.1279	0.1349	0.1660	0.3091	0.3112	0.3155	0.2953	0.2925	0.3684
修正済み決定係数							1.339	1.339	1.339	1.339	1.339	1.339	1.339	1.339	1.339
サンプルサイズ	1,339		1,339		974		1,339	1,339	974	1,339	1,339	974	1,339	1,339	974

注1.カンマ内は標準誤差。  
注2.\*\*\*は1%、\*\*は5%、\*は10%水準で有意であることを示す。

第11-2表 小作料減免の規定要因に関する推計結果(2)

被説明変数 推計方法 推計式番号	小作料減免有無ダミー				小作料減免率					
	プロビット		1-5		OLS		固定効果モデル(地主固定)		固定効果モデル(小作固定)	
	係数	限界効果	係数	限界効果	2-4	2-5	3-4	3-5	4-4	4-5
<b>契約属性</b>										
契約面積	0.3917 (0.1079)	0.1138 ***	0.4204 (0.1096)	0.1217 ***	1.3346 ** (0.6090)	1.4147 ** (0.6100)	1.1333 ** (0.5575)	1.2289 ** (0.5506)	0.3838 (1.0711)	0.3896 (1.0702)
反当小作料	0.0465 (0.0129)	0.0135 ***	0.0407 (0.0126)	0.0118 ***	0.1718 ** (0.0708)	0.1152 * (0.0694)	-0.0162 (0.0604)	-0.0148 (0.0601)	0.1870 (0.1305)	0.1195 (0.1289)
賃貸価格	-0.0286 (0.0114)	-0.0083 **	-0.0323 (0.0114)	-0.0094 ***	-0.0717 (0.0634)	-0.0449 (0.0630)	0.0161 (0.0683)	0.0226 (0.0674)	0.1963 (0.1298)	0.2169 * (0.1302)
同一字内競合ダミー	0.2813 (0.1392)	0.0765 **	0.1655 (0.1403)	0.0461	1.5819 ** (0.7437)	0.9424 (0.7447)	1.0382 (0.7010)	0.8637 (0.6968)	-0.6828 (1.2529)	-1.3583 (1.2579)
地主居住部落内耕地ダミー	0.5478 (0.2333)	0.1298 **	0.6904 (0.2370)	0.1537 ***	2.4769 ** (1.2338)	2.6031 ** (1.2316)			6.8482 *** (2.3799)	6.3139 *** (2.2716)
小作居住部落内耕地ダミー	0.2327 (0.2271)	0.0624	0.2188 (0.2257)	0.0588	0.6743 (1.1977)	0.2009 (1.1647)	-0.1070 (1.1380)	-0.2005 (1.1312)		
居住部落一致ダミー	-0.1989 (0.2383)	-0.0613	-0.1377 (0.2282)	-0.0415	-1.4106 (1.2578)	-0.3538 (1.1852)	0.0101 (1.1155)	0.3370 (1.1087)	-1.8992 (2.8158)	-0.9356 (2.6842)
姓一致ダミー	-0.0409 (0.1323)	-0.0118	-0.0670 (0.1291)	-0.0191	0.5950 (0.7372)	0.1483 (0.7102)	0.4293 (0.6999)	0.4368 (0.6933)	-0.2028 (1.8872)	-0.8744 (1.8525)
農民組合ダミー	0.5485 (0.1817)	0.1824 ***	0.5657 (0.1807)	0.1883 ***	2.9667 *** (1.0175)	2.8678 *** (1.0016)	2.4703 ** (1.0497)	2.3342 ** (1.0467)		
1937年ダミー	1.5684 (0.1316)	0.5099 ***	1.5268 (0.1279)	0.4958 ***	7.7523 *** (0.7239)	7.9965 *** (0.7019)	7.2822 *** (0.5747)	7.0691 *** (0.5584)	7.9924 (0.6537)	8.4691 *** (0.6419)
1938年ダミー	0.0961 (0.1359)	0.0283	0.0213 (0.1371)	0.0062	-0.0671 (0.6903)	-0.1293 (0.6902)	0.0278 (0.5508)	-0.1373 (0.5466)	0.3205 (0.6131)	0.3764 (0.6238)
地主契約小作人数	0.0136 (0.0098)	0.0039			-0.0544 (0.0546)				0.0516 (0.0885)	
小作契約地主人数	-0.0758 (0.0646)	-0.0220			0.5165 (0.3537)		0.3104 (0.3167)			
<b>地主属性</b>										
貸付耕地面積			0.0141 (0.0044)	0.0041 ***		0.0004 (0.0246)				0.0726 * (0.0420)
自作耕地面積			0.0355 (0.0182)	0.0103 *		-0.0569 (0.0983)				0.0762 (0.1640)
小作耕地面積			0.1343 (0.0545)	0.0389 **		0.1633 (0.3023)				-0.4977 (0.4376)
収穫量	-0.0036 (0.0021)	-0.0010 *			-0.0313 *** (0.0112)				-0.0480 ** (0.0194)	
ln蚕種所得	0.0447 (0.0284)	0.0130			0.4059 ** (0.1599)				0.2554 (0.2935)	
ln利子所得	-0.0865 (0.0371)	-0.0251 **	-0.0246 (0.0411)	-0.0071	-0.3177 * (0.1870)	-0.3917 * (0.2067)			-0.3995 (0.3140)	-0.2928 (0.3204)
ln配当所得	-0.0900 (0.0282)	-0.0261 ***	-0.1411 (0.0301)	-0.0409 ***	-0.1728 (0.1559)	-0.1563 (0.1610)			-0.1524 (0.2538)	-0.1813 (0.2384)
ln他町村土地所得	0.0691 (0.0232)	0.0201 ***	0.0224 (0.0229)	0.0065	0.4752 *** (0.1271)	0.3783 *** (0.1223)			0.5154 ** (0.2089)	0.1565 (0.2064)
ln労働所得	0.0806 (0.0156)	0.0234 ***	0.0978 (0.0161)	0.0283 ***	0.0643 (0.0865)	0.1186 (0.0878)			0.1229 (0.1314)	0.1642 (0.1387)
ln営業販売所得	-0.0502 (0.0259)	-0.0146 *	-0.0159 (0.0239)	-0.0046	-0.1909 (0.1358)	-0.0429 (0.1272)			-0.2316 (0.2405)	-0.1676 (0.2036)
lnその他農外所得	0.0057 (0.0307)	0.0017	0.0654 (0.0323)	0.0189 **	0.0116 (0.1795)	0.1412 (0.1853)			-0.6450 ** (0.2799)	-0.4039 (0.2848)
扶養家族員数	-0.0545 (0.0316)	-0.0158 *	-0.0766 (0.0319)	-0.0222 **	-0.2010 (0.1710)	-0.2693 (0.1718)			-0.4755 ** (0.2387)	-0.5853 ** (0.2324)
<b>小作人属性</b>										
貸付耕地面積			-0.1166 (0.1497)	-0.0338		-0.1946 (0.7389)		-0.1337 (0.6447)		
自作耕地面積			0.0811 (0.0425)	0.0235 *		0.8613 *** (0.2338)		0.5443 *** (0.2046)		
小作耕地面積			-0.0436 (0.0309)	-0.0126		-0.4383 *** (0.1626)		-0.3148 ** (0.1446)		
収穫量	0.0026 (0.0034)	0.0008			-0.0013 (0.0187)		0.0139 (0.0163)			
ln蚕種所得	0.0335 (0.0515)	0.0097			0.1305 (0.3073)		0.0173 (0.2711)			
ln配当所得	0.0455 (0.2240)	0.0132	-0.0660 (0.2254)	-0.0191	0.2261 (1.3773)	-1.2078 (1.3803)	0.7152 (1.2783)	-0.0727 (1.2855)		
ln他町村土地所得	-0.0292 (0.0215)	-0.0085	-0.0365 (0.0215)	-0.0106 *	-0.1696 (0.1185)	-0.3298 *** (0.1159)	-0.0544 (0.1100)	-0.1223 (0.1096)		
ln労働所得	-0.0107 (0.0186)	-0.0031	-0.0092 (0.0186)	-0.0027	-0.0997 (0.1033)	0.0031 (0.1021)	-0.0330 (0.0913)	0.0264 (0.0902)		
ln営業販売所得	0.0271 (0.0228)	0.0079	0.0294 (0.0229)	0.0085	-0.0475 (0.1305)	-0.0170 (0.1292)	-0.1968 * (0.1130)	-0.1579 (0.1128)		
lnその他農外所得	-0.0172 (0.1282)	-0.0050	-0.0167 (0.1251)	-0.0048	-0.2611 (0.6445)	-0.3223 (0.6425)	0.1065 (0.5181)	0.0477 (0.5157)		
扶養家族員数	-0.0622 (0.0298)	-0.0181 **	-0.0533 (0.0302)	-0.0154 *	-0.2708 (0.1648)	-0.3222 ** (0.1652)	-0.3141 ** (0.1449)	-0.3426 ** (0.1440)		
定数項	-2.3671 ** (1.0277)		-2.7986 *** (1.0160)		-3.8240 (5.9822)	-8.9482 (5.8735)	0.1418 (6.6175)	-1.3941 (6.4751)	-17.2426 ** (7.4014)	-15.8627 ** (7.4197)
地主固定効果					No	No	Yes	Yes	No	No
小作固定効果					No	No	No	No	Yes	Yes
McFaddenの擬似決定係数		0.3055		0.3162						
修正済み決定係数					0.1898	0.1965	0.3168	0.3239	0.3747	0.3735
サンプルサイズ		974		974	974	974	974	974	974	974

注1:カッコ内は標準誤差。

注2:\*\*\*は1%、\*\*は5%、\*は10%水準で有意であることを示す。

第12表 旧農民組合員とその他の小作人の比較

項目	単位	農民 組合員 (A)	非農民 組合員 (B)	差 (A)-(B)
村外地主契約率	(%)	42.3	15.5	26.80 ***
部落一致率	(%)	53.1	66.4	-13.30 ***
姓一致率	(%)	14.9	20.1	-5.20
反当小作料	(俵)	7.5	6.7	-0.8 ***
小作契約地主人数	(人)	1.7	1.8	-0.07

出所: 表10史料より作成。